(仮称) 療育・教育の総合センター 基本構想・整備計画(案)

逗子市

目 次

序	(仮称)療育・教育の総合センターのあり方について	2
第 1	章 基本構想・整備計画の策定にあたって	3
1	障がい児に関する国の動き	3
2	基本構想・整備計画の策定の目的	4
3	基本構想・整備計画の検討の流れ	4
第2	章 逗子市の障がい児の現状	6
1	逗子市の人口の動き	6
2	逗子市の通園事業について	8
3	逗子市における現状と課題	9
第3	章 (仮称)こども発達支援センター基本方針	11
1	(仮称)こども発達支援センターの基本的な考え方	11
2	(仮称)こども発達支援センターで重点的に取り組む事項	12
3	(仮称)こども発達支援センターでの支援	13
4	(仮称)こども発達支援センターの設備概要	18
5	(仮称)こども発達支援センターの組織体制	20
6	(仮称)こども発達支援センターの施設概要	21
第4	章 資料	22
1	逗子市療育推進事業検討会運営要綱	22
2	逗子市療育推進事業検討会 名簿	23
3	逗子市療育推進事業検討報告書(平成 23 年度)	24
参	考】 逗子市の支援教育の取り組み	42
1	支援教育に求められるもの	42
2	現在の支援教育	42
3	今後の課題	4.3

序 (仮称) 療育・教育の総合センター基本構想・整備計画 について

本市では(仮称)療育・教育の総合センターの整備にあたり、これまで検討してきた療育と教育との連携、また支援教育の充実をあわせて推進していく中で、最も連携すべき二つの機関が同じ建物内にあることや恵まれた自然環境があることなどから、<u>平成28年度中の開設に向けて、</u>青少年会館の用途を廃止・転用し整備をしていく方針といたしました。

青少年会館は3階建ての建物であり、現在その3階部分には「教育研究所」が設置されていることから、1階及び2階部分に主に障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などに対する療育的な支援などを行う「(仮称)こども発達支援センター」を設置することで、1階から3階までの建物全体の総称として「(仮称)療育・教育の総合センター」として位置付けることとします。

よって、この基本構想・整備計画は、教育研究所を除いた「(仮称)こども発達支援センター」に関する基本的な考え方や重点的に取り組む事項を取りまとめたものです。



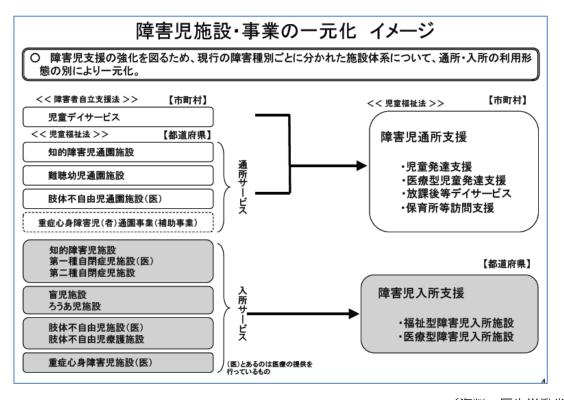
建物総称:(仮称)療育・教育の総合センター



第 1 章 基本構想・整備計画の策定にあたって

1 障がい児に関する国の動き

平成 24 年 4 月に改正児童福祉法が施行され、障がい児の支援に関してはこれまで施設については児童福祉法、事業については障害者自立支援法に基づき実施されていましたが、児童福祉法に根拠規定が一本化されるなど、障がい児の支援体制の枠組みが大きく変わりました。これにより、身近な地域で専門的な支援が受けられるようにするため、これまでの各障がい別の施設体系を見直し、入所と通所の別により、障害児入所支援、障害児通所支援として、施設体系が大きく一元化され、障がい児通所支援の実施主体については都道府県から市町村に変更されました。また、就学児を対象とした放課後などデイサービスなどの新しいサービスも創設されました。「障害児」の定義規定についても見直され、それまでの身体障がい、知的障がいに精神障がい(発達障がいを含む)が加わり、さらに平成 25 年 4 月の改正により、難病についても障がい児の支援の対象として位置づけられました。



(資料:厚生労働省)

2 基本構想・整備計画の策定の目的

今後法制度の改正がなされても、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが地域で不安なく安心した暮らしが保てるようにするため、児童福祉法に規定する児童(0歳~18歳未満)を対象とする療育推進事業の基盤を固めるとともに、本市における中核的な支援施設の設置に向けた取り組みを進めてきました。

さらに「(仮称) こども発達支援センター」では、本市の療育推進事業の拠点として、教育研究所と機能的にも連携をしつつ支援を展開していきます。

3 基本構想・整備計画の検討の流れ

平成 21 年度に地域の関係機関のネットワークの核となる自立支援協議会に児童専門会議を設置し、計 8 回の会議において、母子保健、就学支援、就学相談、特別支援教育、他支援機関の状況などについて情報交換を行いながら、本市療育推進事業の現状や課題を抽出し、療育のあり方について様々な協議・検討を行い、「逗子市療育事業基本方針」を策定しました。

この「逗子市療育事業基本方針」を基に、必要とする時に必要な支援を継続的に利用出来る療育システムの構築に向け、逗子市療育推進事業検討委員会を設置しました。本委員会は、心身に障がいのある子ども及び心身の発達に心配のある子どものライフステージや障がい特性に応じた支援のあり方と、保護者のケアなど支援の周辺を取り巻く環境整備を様々に検討していくために、学識・実務経験者、医療、教育、福祉の支援関係者、保護者、行政職員などからなる11名の委員で構成され、平成22年度には5回の会議において議論を進めてきました。

平成23年度には、公募による市民、当事者団体など関係者、関係行政機関の職員などから構成される「逗子市療育推進事業検討会」からの意見を聴きながら検討を進め、「逗子市療育推進事業検討報告書」を作成しました。今回の基本構想・整備計画の策定にあたっては、(仮称)療育・教育の総合センター基本構想アドバイザーに意見を求めるとともに、平成25年度と平成26年度にそれぞれ3回の検討会を開催しました。

平成 22 年度

回数	開催日	検討テーマ
第1回 平成22年7月6日		委嘱及び事務局報告など
第2回	平成 22 年8月 27 日	療育事業の現状と改善に向けたニーズ
第3回	平成 22 年9月 28 日	のまとめ
第4回	平成 22 年 11 月 2 日	問題を解決し、必要を満たすための具体
第5回	平成 22 年 12 月 7 日	案の検討

平成 23 年度

回数	開催日	検討テーマ
1 第1回 1 平成23年4月27日 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		問題を解決し、必要を満たすための具体 案の検討
第2回	平成 23 年 5 月 25 日	新しい療育システムの提案
第3回	平成 23 年8月 30 日	(仮称) 療育・教育の総合センターにお
第4回	平成 23 年 10 月 28 日	ける連携と機能について

平成 25 年度

回数	開催日	検討テーマ
第1回	平成 25 年 11 月 19 日	「(仮称)療育・教育の総合センター基
第2回	平成 26 年 1 月 23 日	「(版材) 源月・教育の福口センダー基 本構想案 骨子案」について
第3回	平成 26 年 3 月 17 日	

平成 26 年度

回数	開催日	検討テーマ
第1回	平成 26 年 4 月 24 日	「(仮称) 療育・教育の総合センタ
第2回	平成 26 年 5 月 22 日	ー基本構想・整備計画(案)」につ
第3回	平成 26 年 7 月 22 日	いて

第2章 逗子市の障がい児の現状

1 逗子市の人口の動き

2014年(平成 26 年) 3月 31 日現在の本市の人口 60,140 人のうち 18 歳未満は 8,893 人となっており、総人口に占める 18 歳未満の割合は約 14.8%となっています。また平成 23 年から平成 26 年の 4 年間で、18 歳未満の児童数は約 150 人減少しています。

(1)人口の推移

人口の推移(人)

年度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
人口	60,782	60,624	60,271	60,140

住民基本台帳・外国人登録による(各年3月31日現在)

(2) 児童数の推移

児童数の推移(人)

年度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
〇歳	408	395	376	383
1 歳	423	419	412	411
2歳	454	427	427	422
3歳	464	480	446	449
4歳	503	469	482	454
5歳	453	499	478	483
6歳	490	467	504	497
7歳	499	501	468	512
8歳	534	510	497	473
9歳	515	534	500	509
10歳	555	511	529	497
11歳	553	553	511	530
12歳	568	553	553	514
13 歳	573	574	547	543
14 歳	539	571	573	550
15 歳	518	546	560	570
16歳	512	519	545	551
17歳	481	508	516	545
合計	9,042	9,036	8,924	8,893

住民基本台帳・外国人登録による(各年3月31日現在)

(3) 18歳未満の障害者手帳所持者数

2014年(平成26年)3月31日時点の障害者手帳所持者は116人となっており、18歳未満人口に占める割合は、1.3%となっています。平成23年から平成26年までの推移を見てみると、身体障害者手帳所持者については概ね横ばいですが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者については増加傾向が見られます。

18歳未満の障害者手帳所持者数(人)

手帳の種別	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
身体障害者手帳	30	29	30	29
療育手帳	65	80	78	84
精神障害者保健福祉手帳	1	3	4	3
合計	96	112	112	116
18 歳未満人口に占める割合	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%

障がい福祉課(各年3月31日現在)(重複含む)

(4) 平成25年7月時点の年齢別の母子保健経過観察児数と療育(相談・通園)利用者数など

次の表は平成25年7月時点における1歳から小学校2年生までの出生数、母子保健経過観察児数、療育(相談・通園)利用者、就学先(通級、特別支援学級、特別支援学校)の別、療育手帳所持者数ごとの数値を表わしています。各年齢ごとの出生数に対する母子保健経過観察児の割合は19%程度で、平成25年7月までに療育(相談・通園)を1回でも利用したことがある子どもは5%程度となっています。就学先についてみてみると、小学校1年生および2年生で特別支援学校に通っている子どもは0人で、少なくとも小学校を選択する際には地域の小学校を志向する傾向が強いと考えられます。

(※「母子保健経過観察児」とは、母子保健の健診時などにおいて障がいや発達の遅れなどの「ハイリスク基準」に該当する児のことをいいます。)

年齢別の母子保健経過観察児数と療育(相談・通園)利用者数等(平成25年7月時点)

(単位:人)

							(手匹・バ)
年齢・学年		母子保健 療育利用			就学先		
(H25.7時点)	出生数	経過観察	(相談・通園)	通級	特別支 援学級	特別支 援学校	療育手帳
小学校2年生	383	81	19	თ	5	0	4
小学校1年生	421	86	30	10	7	0	4
年長	428	104	47	_	_	-	6
年中	392	74	27	_	_	_	0
年少	397	84	29	_	_	_	2
3歳	408	74	15	_	_	_	2
2歳	408	63	3	_	_	_	0
1歳	395	50	1	_	_	_	0
合計	3,232	616	171	13	12	0	18
(出生数に対する割合)	_	19.1%	5.3%	0.4%	0.4%	0.0%	0.6%

※出生数は暦年の数

2 逗子市の通園事業について

- (1) 本市療育推進事業は、昭和 45 年(1970 年)に「精神薄弱児生活訓練会」を現在の福祉会館で実施したことを始まりとして、昭和 57 年(1982 年)には母子保健システムにおける乳幼児健診後のフォロー教室を生活訓練会内で開始し、その後昭和62年(1987年)には療育相談室を設置し心身障害児通園事業をスタートして現在に至っています。同事業は障がいの軽減や二次障がいを防ぎ、社会での生活能力の向上を図り、障がいのある子どもが生涯を通じて安心できる地域での生活を実現することを目的とし、現在は、「療育相談室運営事業」と「心身障がい児通園事業」を核とし、逗子市社会福祉協議会に事業委託しています。
- (2) 療育相談室運営事業は、心身の発達に心配のある子どもの早期発見、早期療育を促すため、子どもとその保護者に対し、臨床心理士などの専門職による発達相談などを行い、必要に応じた評価、経過観察、訓練及び指導などを行っています。特に、通園事業や保育所・幼稚園などを含めた支援関係機関との密接な連携・調整を行っています。また整形外科医や児童精神科医による相談も行っています。
- (3) 心身障がい児通園事業では、就学前の在宅の心身に障がいのある子どもや心身 の発達に心配のある子ども及びその保護者が一緒に通園する「親子教室」を開 設しています。また、親子教室のほかに、プレ親子教室や療育相談室とともに、

目的別のグループ指導も行っています。これらの教室では、保育士、臨床心理 士が遊びや活動、相談などを通して、子どもたちが基本的な生活習慣を身につ け、運動能力や身体感覚、コミュニケーションの力や物事に取り組む意欲を育 て、達成感を積み重ね、自信をもって行動できるように支援しています。さら に家庭における対応の仕方や集団への適応へ向けて、支援、相談を行っていま す。

(4) 本市におけるこれまでの療育推進事業は、未就学児(0~5歳)を対象の中心としていましたが、療育相談室及び通園事業と関わりのある未就学児数は122人となっており、未就学児数2,621人(平成25年3月31日現在)に対する割合は、4.7%程度にとどまっています。平成24年に文部科学省が行った調査などにおいて特別支援学校、特別支援学級及び通級指導を利用している児童並びに学習に支援の必要な児童の割合が約9.5%であることと比較すると、専門的支援を必要としていながら利用に繋がっていない子どもとその保護者が存在することが推測されます。

3 逗子市における現状と課題

こうした現状の中、少子高齢化、核家族化が進み、地域社会や家族の様相も大きく変化し、更に平成16年の発達障害者支援法の施行後は発達に心配のある子どもが全国的にも顕在化してきました。こうした子ども達への支援には、これまでとは異なる新たな考察や手法・体制が求められてきており、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが地域で真に安心して自分らしい生活を営んでいくためには、次に掲げる事項が課題となっています。

- (1) 現在の本市の療育は就学前までの乳幼児を対象としていますが、対象を拡大するためには相談、指導などにあたる専門的知識を有する人材の確保と養成に力を入れていく必要があります。
- (2) 就学後の学齢期の支援については、支援を必要としている子どもや保護者が安心できるような人的資源や物的資源などの社会的な資源の整備についても力を入れていく必要があります。
- (3) 子育て相談、療育相談、相談支援事業所など相談・支援の窓口が複数あるため、 保護者がどこに相談すればよいのかわかりづらいことから相談・支援の窓口を わかりやすく整備し、またそこでの対応についても保護者のニーズを的確にと らえ必要な支援につなげられるよう相談体制を整備する必要があります。

- (4) 支援につながる過程は子どもの障がいや特性に対する保護者の気づきや受容時期に大きく左右され、また子どもの特性に対する理解の難しさから育てにくさを訴える家庭も見受けられます。そのため、支援を必要としている子どもの状況を把握し必要な支援を早期から進めていくことはもとより、保護者が障がいや発達の遅れを理解し受け入れ易くするための配慮に力を入れていく必要があります。
- (5) 保育所・幼稚園や小・中学校において、発達障がいと思われるような子どもが増えています。そのため保育所・幼稚園だけでなく小・中学校も含めた支援者の支援に力を入れていく必要があります。
- (6) 障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその 保護者などが地域生活を送るうえでの困難を軽減し、安心して地域で生活でき る環境にするため、障がいについての地域社会の理解を深め、また家庭、保育 所・幼稚園や小・中学校と療育の連携に力を入れ、地域関係機関との連携を深 めていく必要があります。
- (7) 現行の療育事業のスペースや環境は必ずしも十分ではないため、療育の事業拡充にあたっては円滑に運営できるスペースや環境を整備する必要があります。
- (8) 市内の小学校の肢体不自由学級には日常生活の動作が困難な子どもや医療的支援が必要な子どもも在籍しており、専門的な支援が必要とされています。市全体として専門的な支援が可能な人材の育成に取り組む必要があり、療育と教育の役割と機能を明確にしていくことが重要とされています。

第3章 (仮称) こども発達支援センター基本方針

1 (仮称)こども発達支援センターの基本的な考え方

(1) 子育て支援の充実

- ① 子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが、現在及び将来ともにその持てる力を十分に発揮した生活が営めるように総合的な支援を行います。
- ② 障がいのある子どもだけでなく、発達に心配のある子どもなど、保護者が育てにくさ を感じている子どもについて、包括的に子育て支援をしていきます。
- ③ 子育てに不安や悩みを抱いている保護者に対して子どもの特性への理解を進め、 安心して前向きに子育てができるよう相談し易い体制を整備するとともに、家族が必 要なサービスを迅速に選択しやすいよう総合窓口的な機能を持たせ、家族のメンタ ルサポートなど総合的な支援を行います。

(2) 対象年齢の拡大

- ① これまで就学前までを対象としていましたが、それを 18 歳までに拡大し、療育を中心とする相談支援体制の強化とともに、保健・医療・福祉・教育との連携を強化するなど就学後の支援体制についても強化することで、切れ目のない支援を行います。
- ② 18歳以降についても支援者間で必要な情報や成果の引き継ぎを確実に行い、相談支援事業所や就労など関係機関など次の支援機関への繋ぎ役を担えるようにします。
- ③ これらにより、ライフステージに応じた継続的な支援が可能となり、乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障がいや特性による課題などを含め一貫したサービスの提供を実現します。

(3)支援教育との連携

- ① 療育機関としての専門的なスーパーバイズ機能により、教育研究所、小・中学校の 支援教育をサポートします。
- ② 就学前後に必要となる調整や就学後の支援体制の構築を目的とした支援教育との連携を図ります。

2 (仮称)こども発達支援センターで重点的に取り組む事項

(1) 相談機能の充実

- ① 学齢期も含め、(仮称)こども発達支援センターにおいてワンストップでの相談受付けを可能にし、相談しやすく、相談内容を解決できる体制づくりを行うことで、保護者及びきょうだい(兄弟姉妹)を含めた家族への支援及び障がいに対する理解や受容に繋げるなど、保護者の幅広いニーズに応じることを可能にします。 (※「ワンストップ」とは、本基本構想・整備計画(案)の中では、様々な相談窓口がある中で、相談しようと考えている方がどこの相談窓口に相談しようか迷う場合でも、(仮称)こども発達支援センターの相談窓口で一次的な受け付けができることを指しています。)
- ② (仮称)こども発達支援センターを療育に関する情報センターとして位置づけ、必要な情報の収集及び発信をし、就学後も含めたライフステージや障がい特性に応じて必要な制度や社会資源などの情報提供、さらには講座や勉強会などができるようにします。
- ③ 子どもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるよう、 また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、スーパーバイズ機能や巡 回相談機能をもたせ、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする教育機関など地 域の関係機関の支援をさらに充実させます。

(2) 療育機能の充実

- ① 幼児期の療育については、一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況にあわせ専門性の高い手厚い療育プログラムを提供するとともに、家庭での養育を支援するなど、より充実した療育体制を構築します。
- ② 相談・指導などにあたる専門的知識を有する人材の確保と養成をすることで、療育の専門性を向上させるとともに、家族のメンタルサポートを目的とした家族向けの学習会などを実施するなど保護者に対する支援のレベルアップを図ります。
- ③ 教育との連携を強化した療育を実現するために、支援がとぎれやすい就学前後に 必要となる調整や、就学後の支援体制がよりきめ細かく整えられるよう、相談機能を 軸として小・中学校などとの支援体制を構築します。

(3) 医療連携の充実

- ① 保護者の認識を深め、子どもへの適正な支援計画をつくるためにも、専門医との 連携を含む医療との関わりの機会を確保します。
- ② 学齢期も含めどの段階においても医療的対応が必要な場合に、適正な医療を受けられるよう関係医療機関や地域の医療機関との連携の確保を図ります。

3 (仮称)こども発達支援センターでの支援

3-1 相談機能に関する支援

(1) 相談体制の充実

0歳から18歳までの子どもの発達に関する相談を広くワンストップで受付け、 障がいや発達に関する相談に幅広く応じるとともに、アセスメント、経過観察を 通じて適切な支援のコーディネートを行います。また、相談しやすい環境づくり として市役所や保健センターなど他の施設に出向いての相談窓口を設けます。

①家族と支援者が評価を共有できる機会づくり

アセスメントを実施し、適切な評価を、家族と支援者で共有できる機会をつくります。

②(仮称)子育てファイルによる情報共有

継続的な支援のためのツールとして、保護者が主体となって作成する(仮称)子育てファイルの導入を検討します。また、作成した(仮称)子育てファイルをもとに、情報や目標を話し合い、共有する場についても検討します。

③相談しやすい環境づくり

保護者が揺れ動いている、もしくは子育てが初めてでよく分からない、障がいを意識する前の段階からも、子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境をつくります。また電話相談や市役所・保健センター・子育て支援センター・ほっとスペースなどでの出張相談窓口も含め相談しやすい体制を整備します。

4)情報センター機能の充実

保護者や家族などに対する適切な情報提供をするため、必要と思われる情報の収集 を積極的に行い、ホームページや勉強会などで情報発信を行います。

(2) 関係機関との連携

子どもの発達に由来する相談内容は家庭や地域の問題なども含めさまざまであることから、その内容に応じて保育所・幼稚園、学校や地域の関係機関などとも

連携して対応します。

①保育所・幼稚園、学校などへの巡回相談の実施

保育所・幼稚園、学校や地域の関係機関などに対し、定期的に巡回相談などを行うことで、密接な連携のもと情報共有し、適切な支援を行います。

②関係機関とのコーディネート機能

相談内容を解決するため、関係機関による担当者会議などをコーディネートします。

(3) 地域の関係機関支援の強化

家族の障がいに対する理解や受容に繋げるためには、障がいのある子どもの地域生活の場である保育所・幼稚園や学校をはじめとする地域の関係機関が障がいに関する対応力を十分に高めていく必要があります。

そのため、地域の関係機関に対する支援として、巡回相談時におけるスーパー バイズや職員の研修などを充実させていきます。

①地域の関係機関に対するスーパーバイズの実施

保育所・幼稚園等各支援機関を必要なときにスーパーバイズし、地域の関係機関が 有機的に連携可能となるよう、情報提供及びコーディネートしていきます。

②研修会などの開催

保育所・幼稚園や学校をはじめとする地域の関係機関などの支援者支援として、 専門研修などの研修会などを開催します。

(4) 市民理解の促進

障がいのある子どもとその家族が地域で充実した生活を送るためには、取り巻く地域を構成する市民の理解が不可欠であるため、市民向けの講座の開催など障がいに関する市民への啓蒙・啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指します。

①理解啓発推進のための勉強会などの開催

保護者やその家族に対する情報提供にとどまらず、広く市民に対する啓蒙・啓発を 推進するため、市民向け勉強会や講座などを開催します。

3-2 療育機能に関する支援

(1) 児童発達支援(法定給付)

個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得、人とかかわる力や 考える力の育成に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。

対象:療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未 就学の障がい児

※手帳の有無を問わず、療育の必要性が認められる場合は対象となります。

※(仮称)こども発達支援センターの児童発達支援は療育の場と位置づけ、相談 部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が 認められた方を対象とします。

(2) 放課後等デイサービス(法定給付)

個別支援計画に基づき、人とかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活 能力の向上に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。

対象:学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学 しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児

※手帳の有無を問わず、療育の必要性が認められる場合は対象となります。

※(仮称)こども発達支援センターの放課後等デイサービスは療育の場と位置 づけ、相談部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の 必要性が認められた方を対象とします。

児童発達支援・放課後等デイサービス プログラム例

	月	火	水	木	金
AM	児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援
PM	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイ サービス

(児童発達支援は4グループ、放課後等デイサービスは3グループ、グループ毎に1日6名程度を想定しています。なお、夏休みなど長期休業の際は、午前中も放課後等デイサービスを実施することも想定しています。)

注:家族のレスパイトや就労のための預かりを目的とした利用は対象外となります。 (※「レスパイト」とは、障がいのある子どもなどを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう支援のことです。)

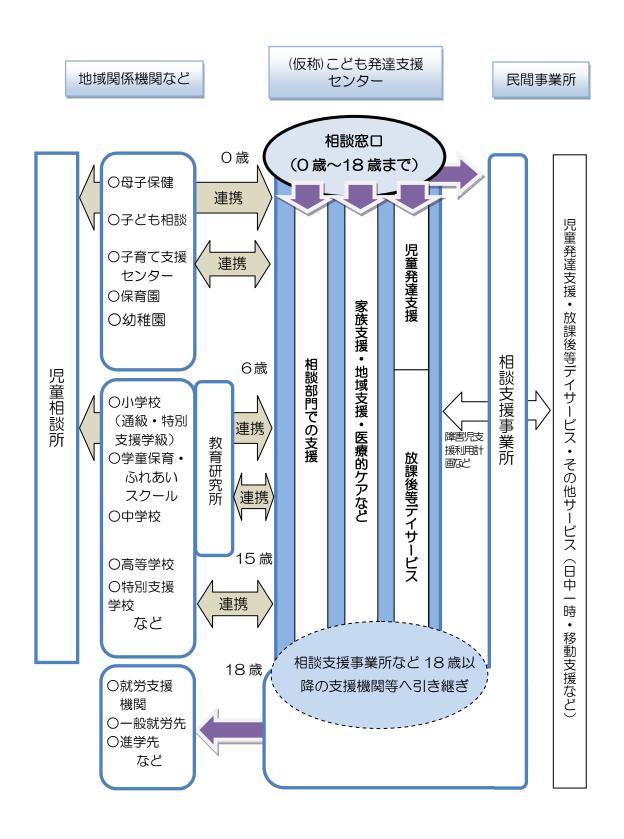
3-3 医療に関する支援

嘱託医などによる医療的ケア

専門医を嘱託医として設置し、必要に応じて(仮称)こども発達支援センター 内の医務室において、適切な医療的ケアや必要な助言指導を受けられるように します。また、嘱託医だけでなく地域の医療機関などとの連携の強化も図りま す。

3-4 送迎サービスの充実

相談や経過観察、児童発達支援、放課後等デイサービスとも、アクセスの悪さをフォローできる送迎サービスを充実します。



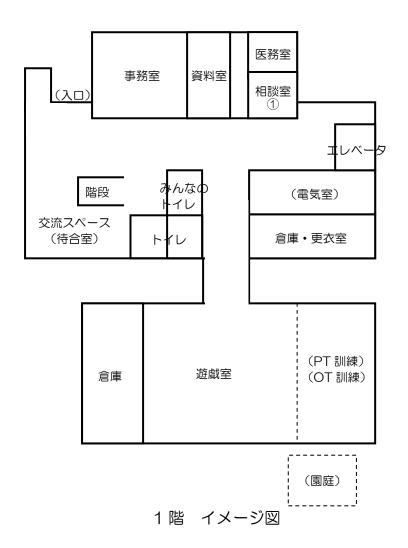
(仮称)こども発達支援センターでの支援のイメージ図

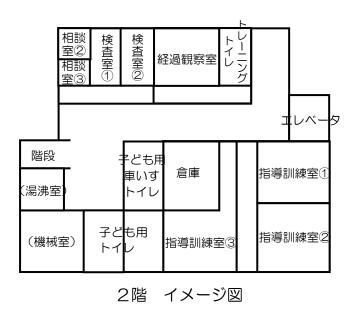
4 (仮称)こども発達支援センターの設備概要

(1) 設備の概要

機能区分	名称	部屋数
相談機能	相談室	3室
	指導訓練室	3室
療育機能	検査室	2室
源 月 版 比	遊戯室	1室
	経過観察室	1室
医療機能	医務室	1室
	交流スペース(待合室)	1室
その他	園庭	_
	事務室・会議室・倉庫 など	_

- ※体の弱い子どもへの暑さ・寒さ対策、明るく温かな雰囲気のある内装や園庭・ 屋上の整備などについても検討します。
- ※建物外壁については、逗子市景観条例などを踏まえ、子どもたちに親しみやすい色に配慮します。



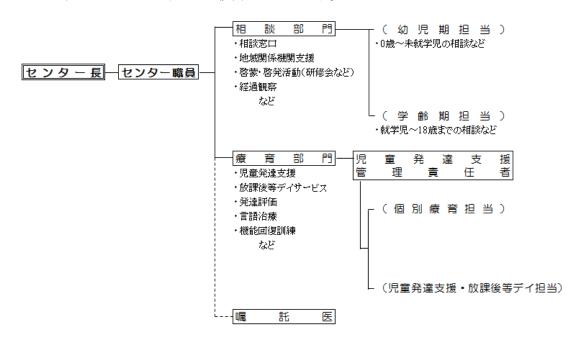


※今後の詳細設計の過程により、変更される場合があります。

5 (仮称) こども発達支援センターの組織体制

(1)(仮称)こども発達支援センターの組織体制

(仮称)こども発達支援センターの組織体制については、次のとおりとします。また、 運営については一部委託を検討していきます。



(2)公平・公正かつ適正な運営を確保するための仕組み

子どもや保護者が(仮称)こども発達支援センターを安心して利用できるようにするためには、公平・公正な運営を確保する必要があります。そのためには利用者の声を聴きながら運営や事業について協議できる場が必要であり、利用者や地域の関係機関などからなる「(仮称)運営協議会」の設置について検討します。また、(仮称)こども発達支援センターの支援の質の向上を図るため第三者評価機関などの活用についても検討します。

6 (仮称)こども発達支援センターの施設概要

(1) 開館時間

平日 9:00~17:00

(2) 休館日

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

第4章 資料

1 逗子市療育推進事業検討会運営要綱

逗子市療育推進事業検討会運営要綱

平成23年4月1日

施行

逗子市療育推進事業検討委員会の設置及び運営に関する要綱(平成22年4月1日施行) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達に心配のあるすべての児童の早期発見、早期支援を行い、その能力や適性に応じた適切な支援を個人のライフステージに合わせ継続的に行う療育推進事業について、広く市民、関係者などの意見を聴取することを目的に逗子市療育推進事業検討会(以下「検討会」という。)を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

- 第2条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 逗子市自立支援会議のメンバー
 - (3) 当事者団体の推薦を受けた者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要があると認めた者
- 2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。 (アドバイザー)
- 第3条 市長は、検討会の開催に当たり、療育推進事業について知識経験又は実務経験を 有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に

定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 逗子市療育推進事業検討会 名簿

逗子市療育推進事業検討会 名簿

	所属	氏名
1		友野 京子
2	公募市民	加藤 暁子
3		山本 啓一
4	逗子市手をつなぐ育成会	中野・由美子
5	逗子市自立支援会議	小林 倫
6	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	重松 美智子(H26~) 杉山 直美(H25まで)
7	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	鈴木 浩之
8	アドバイザー 社団法人逗葉医師会	角野(禎子)
9	逗子市福祉部子育て支援課	中村 妙子
10	逗子市教育部学校教育課	柳原 正廣(H26~)
11	逗子市教育部教育研究所	早川 伸之

3 逗子市療育推進事業検討報告書(平成23年度)

I 寮育推進事業に関する逗子市の取り組みの経緯

1. 逗子市の寮育推進事業

- (1)本市療育推進事業は、昭和45年(1970年)に「精神薄弱児生活訓練会」を現在の 福祉会館で実施したことを始まりとして、昭和57年(1982年)には母子保健システムにおける乳幼児健診後のフォロー教室と運動し、その後昭和62年(1987年)には 療育相談室を設置し心身障害児通園事業をスタートして現在に至っている。同事 業は障がいの軽減や社会での生活能力の向上を図り、障がいのある人が生涯を通 じて安心できる地域での生活を実現することを目的としている。現在は、「療育相 談室運営事業」と「心身障害児通園事業」を核とし、逗子市社会福祉協議会に事 業委託している。
- (2)療育相談室運営事業は、心身の発達に心配のある子どもの早期発見、早期療育を促すため、子どもとその保護者に対し、専門職による発達相談を設け、必要に応じた評価、経過観察、訓練及び指導等を行っている(専門職である臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、相談員はすべて非常斷採用、整形外科医及び精神科医は嘱託)。その他、通關事業や支援関係機関との連携・調整等を行い、本市の療育相談の窓口として機能している。
- (3)心身障害児通園事業では、就学前の在宅の心身に障がいのある子ども及び心身の発達に心配のある子ども及びその保護者が一緒に通園する「親子教室」を開設している。また、親子教室のほかに、プレ親子教室である「こぐまグループ」、年齢別に「コアラグループ」(年少グループ)、「くまグループ」(年中グループ)、「しろくまグループ」(年長グループ)を開設している。これらの教室では、保育士、臨床心理士が目的別のグループによる遊びや活動、相談等を通して、子どもに対する日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練、家庭における対処方法、その他保護者からの相談等を通園の方法で行っている。
- (4) 本市におけるこれまでの療育推進事業は、未就学児(0~5歳)を対象の中心としている。現在、療育相談室の1ヶ月当たり平均相談者数は23.8人、通園事業の1ヶ月当たり平均在籍児童数は30.6人となっており、未就学児数2,698人(平成23年4月1日現在)に対する割合は、いずれも1%前後にとどまっている(人数はいずれもⅢ資料P13~14を参照)。中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(平成17年12月答申)」では、義務教育段階においては、従来の特殊教育の対象(視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・知的障がい等)となる児童生徒数を、義務教育段階の全学齢児童生徒数の1.6%としており、さらに通常の学級に在籍しLD・ADHD・高機能自閉症等により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が同じく6.3%存在する可能性

を示唆していることと比較すると、専門的支援を必要としていながら利用に繋がっていない子どもとその保護者が相当数存在することが推測される。

2. 障がい福祉に関する制度的背景

- (1) 平成15年度にいわゆる「措置制度」から「障害者支援費制度」へ、さらに平成 18年度に「障害者自立支援法」へと非常に短期間に障がいのある人にかかる法制 度は変遷してきた。国においては平成21年度に政権交代がなされた中で、障害者 自立支援法及び児童福祉法の改正が示され、現在、障害者総合福祉法(仮称)の 制定に向けた議論が進められている。法制度が変わる都度、障がいのある人が受 ける負担や不安などで当事者の生活が左右されることなく、地域での安心した暮 らしが保てるよう療育推進事業の基盤を固める必要がある。
- (2) 平成20年度に改定した逗子市障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく逗子市の障がい福祉の基本計画であるとともに、「逗子市総合計画」に示された基本構想の中の総合福祉を担う「逗子市福祉プラン」の個別計画であり、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念とし、支え合いによる障がいのある人の地域福祉の実現を目指したものである。この中でも寮育の充実をはじめ、障がいの早期発見・対応の充実、生涯を通じた継続的な支援、発達障がいの児童等に対するサポート体制の充実、学校教育の充実などについて取り組みの必要性が位置づけられている。

3. 逗子市療育事業基本方針の策定

- (1) 少子高齢化、核家族化が進み、地域社会や家族の様相も大きく変化してきた今日において、発達に心配のある子ども達への支援には、これまでとは異なる新たな考察や手法・体制が求められていることは明らかである。こうした各々の課題を解決するためには、これまで本市において実施してきた療育推進事業の抜本的な見直しを行い、障がいのある子どもや発達支援を必要とする子ども及びその保護者等が地域で真に安心して自分らしい生活を営んでいくことを目的とする事業の再整備が必須である。
- (2) これらの状況を踏まえ、平成21年度には地域の関係機関のネットワークの核となる自立支援協議会に児童専門会議を設置、計8回の会議において、母子保健、就学支援、就学相談、特別支援教育、他支援機関の状況等について情報交換を行いながら、本市寮育推進事業の現状や課題を抽出し、寮育のあり方について様々な協議・検討を行い、「逗子市寮育事業基本方針」を策定した。

4. 逗子市療育推進事業検討委員会の設置

「逗子市寮育事業基本方針」を基に、必要とする時に必要な支援を継続的に利用出来る寮育システムの構築に向け、逗子市寮育推進事業検討委員会を設置した。本委員会は、心身に障がいのある子ども及び心身の発達に心配のある子どものライフステージや障がい特性に応じた支援のあり方と、保護者のケア等支援の周辺を取り巻く環境整備を様々に検討していくために、学識・実務経験者、医療、教育、福祉の支援関係者、保護者、行政職員等からなる11名の委員で構成され、以下のとおり議論を進めてきた。

5. 検討経緯

平成 22 年度	・委員委嘱・任命式
第1回 平成22年	・療育事業に関するこれまでの経過及び逗子市療育事業基本方針に
7月6日 (火)	ついて事務局より報告
	・療育事業に関する市長の考え及び委員の情報交換
第2回 平成22年	テーマ「療育事業の現状と改善にむけたニーズのまとめ①」
8月27日(金)	・療育とそれにつながる就学前のシステムについて事務局より報告
	市内小中学校における支援教育システムについて委員より情報提供
	・主として就学前の年齢を対象に協議
第3回 平成22年	テーマ「療育事業の現状と改善にむけたニーズのまとめ②」
9月28日 (火)	・主として学齢期を中心に協議
第4回 平成22年	テーマ「問題を解決し、必要を満たすための具体案の検討①」
11月2日 (火)	・サービス受給者としての未就学児、学齢児の人数把握
	・現行の療育事業について
	・学齢期のうち市外の特別支援学校在籍児への対応について
	・学齢期で主な支援者である特別支援学級担任・教育相談コーディ
	ネーターからのニーズ
	ニーズに応える療育システム案の検討(未就学期)
第5回 平成22年	テーマ「問題を解決し、必要を満たすための具体案の検討②」
12月7日 (火)	未就学期のニーズに応える探育システム
平成 23 年度	※住民監査請求に対する監査委員の意見に基づき、懇話会としての
第1回 平成23年	位置づけとして「逗子市療育推進事業検討会」に変更。
4月27日 (水)	テーマ「問題を解決し、必要を満たすための具体案の検討③」
	・就学への移行及び学齢期をフォローできる療育システム
	・療育システムと学校教育との連携等の提案
第2回 平成23年	テーマ「新しい寮育システムの提案」
5月25日(水)	・昨年度からのまとめ
	・最終報告書案の検討

6. 療育システムの構築に向けた協議の柱

「逗子市療育事業基本方針」の重点的な施策の方向のうち、「早期発見・早期支援」、 「ライフステージに応じた障がい児・者への継続的な支援」、「保護者及び家族への 支援」を最重点項目とし、さらに以下の点を柱として念頭に置きながら協議を行って きた。

- ◇主なテーマを18歳未満の療育と考え、特に3~6歳における療育事業のあり方を軸に、療育システムを検討する。
- ◇障害者手帳を取得した子ども、手帳を有しない発達障がいの子どもの2つの視点を もって療育システムを検討する。
- ◇療育事業は、「家族・本人」への直接支援のほか、保育園・幼稚園などの「支援者(療育者)」と協働できる機能を合わせて検討する。
- ◇人口が6万人に満たないことをメリットとして活用し、独自性の視点も併せて検討する。

Ⅱ 協議報告

1. 早期発見・早期支援・療育等の取り組みと体制 【母子保健】(子育て支援課) ①乳幼児健診・すくすく教室等 ②こども元気相談 ②乳幼児健診フォローグループ (りす・うさぎ) 【寮育相談室運営事業】(障がい福祉課より逗子市社会福祉協議会に事業委託) 取組・体制 ①療育相談 ②機能訓練 【心身障害児通園事業】(障がい福祉課より逗子市社会福祉協議会に事業委託) ①親子教室 ②プレグループ・フォローグループ (こぐま・コアラ・くま・しろくま) ③臨床心理士との定期面談のほか歯科・小児科・児童精神科検診等 【取組やサービス内容について】 ①母子保健におけるフォローシステムは、「乳幼児健診」、「子ども元気相談」、 「フォローグループ(りす・うさぎグループ)」を実施することにより、取 組体制として整備されている。 ②療育につながる過程は、保護者の障がいに対する気づきや受容時期に大き く左右される。育てにくさを訴える家庭には、子どもの特性に対する理解 の難しさも見受けられ、結果的に子どもに愛着を感じにくい家族も見られ ③就学前相談では、幼稚園等へ出向いていく出張型での合同相談会(学校関 係者ではなく教育研究所職員によるもの)に対するニーズが高い。 【体制等について】 ①療育相談室運営事業と心身障害児通園事業は密接な連携と役割分担が求 現状と課題 められるが、母子保健システム及び健診フォローグループ等からの引き継 ぎがスムーズにいかず、少人数にもかかわらず利用開始までの待機期間が 長くなっている等、改善が求められる。 ②法定健診では発見されにくい、グレーゾーンの子どもたちへの支援の困難 さがある。発達障がいについては、その障がい特性から、集団生活場面が 始まる3歳以降の方が発見され易いと言われているが、母子保健法におい ては3歳児健診までを法定健診としているため、その後の発達・発育の状 況を早期に発見する体制整備が必要である。 ③幼稚園や保育園などの集団生活場面において、障がいによる配慮が必要と 思われる子どもが把握されても、必要な支援に結び付いていく体制が不十 分である。幼稚園や保育園の支援者への支援も喫緊の課題である。

①療育サービスを提供する専任部門の設置

支援を要する子どもと家族を、母子保健システムから早期支援に引き継ぐ ために、療育サービスを一本化し、専任スタッフを配置する。現行の療育事 業である相談室と通園事業を統括する組織づくりを行い、アセスメント、具 体的療育内容の提案、療育相談、ソーシャルワークに関すること、広い意味 での子育て相談、並行通園、通学などの場合に他機関と繋いでいく巡回機能 が有機的・効果的に展開されるようにしなければならない。これらを機能さ せる専従、常勤のコーディネーターを配置する。

②連携可能な専門機関及び専門職の確保

取組の 方向性

超早期支援など、より専門的な支援を必要とするケースに対する常設の設備投資及び人件費の確保は難しいため、医療に関する専門機関及び専門職へのコンサルテーション契約など他機関との連携により保障する。また、アセスメントや児童デイサービス等についても、地域の社会資源を最大限活用する。

③子どもの発達の状況を確認し気づきを促すための理解啓発活動

子育て支援セミナー、発達の状況を確認し気づきを促すチェックシートを 活用する。また、3歳以降就学前までの健診 (5歳児健診等)、移動教室、 講座、悩みの相談等を実施する。

④支援者支援の機会保障

幼稚園や保育園などの支援者支援の機会保障として、専門研修、実地研修、 園内でのスーパーバイズができる専門機関を機能させる。 2. ライフステージに応じた継続的な支援の取り組みと体制

(1) 就学前

(1) 就	子削
取組・体制	【母子保健】(子育て支援課) 5ページと同様 【療育相談室運営事業】(障がい福祉課より逗子市社会福祉協議会に事業委託 5ページと同様 【心身障害児通園事業】(障がい福祉課より逗子市社会福祉協議会に事業委託 5ページと同様
現状と課題	 【取組やサービス内容について】 ①知的障がいを伴わない(あるいは軽度の)発達障がいの場合、保護者の履がいに対する気づきや受容が遅いことも多い。支援に繋がらないまま就等し、学習不振・学習困難等で顕在化してくる事例が見られる。 ②幼稚園や保育園において、発達障がいと思われるような「気になる子」が増加している。しかし、保護者の了解を得ないと直接支援には繋がらず、支援者も困窮している。幼稚園・保育園等の支援者に対する研修やコンサルテーションが必要とされている。 ③家族・支援者の両者にとって、現場での限界を感じたときの拠り所(拠点が必要である。 【体制等について】 ①障がいのある人に関わる支援には、福祉、教育、保健、医療、労働等の多様な機関の連携が求められる。これらの機関は、目的別、年齢別に専門気化しており、各機関での支援の情報や成果が他の機関に引き継がれにくく、総合的な支援を展開していくことが困難となっている。本人や家族さらには支援者にとって、これら社会資源の内容や利用方法も複雑で見えにくい。現状では、連携した支援のシステムが確立しておらず、各ライフステージにおける支援機関との繋ぎ役の大部分は、保護者(主として母親)が担っており、改善が求められる。 ②母子保健法においては3歳児健診までを法定健診としているため、3歳以降、就学時までの障がいの早期発見にとって重要な時期における体制整備が必要である。
取組の 方向性	①家族と支援者が評価を共有できる機会 アセスメントを実施し、個別支援計画を立案できる専門機関としての機能 と適切な評価を、家族と支援者で共有できる機会づくりも必要である。 ②支援シートによる情報共有 継続的な支援のためのツールとして、情報を引き継ぐための支援シートを 保護者の同意のもと導入する。保護者と支援者が一緒に支援シートを作り、 情報や目標を話し合い、共有する場も必要である。

③支援者支援の機会保障

幼稚園や保育園等各支援機関を必要なときにスーパーバイズし、連携可能 な各機関について役割等の情報を提供する機能をもつ。巡回相談機能、ネッ トワーク構築のためのコーディネート機能なども必要となる。

④機関連携による保護者支援

3歳以降就学前までの健診及び相談(5歳児健診相談等)、幼稚園や保育 園と協働した理解啓発等、保護者を対象とした具体的活動を実施する。

⑤子育で支援に関する総合窓口の設置

療育・相談機関の機能だけでなく、家族が必要なサービスを迅速に選択し 易いように、子育て支援に関する総合窓口のような機能を有しながら、さら に各ライフステージにおける支援機関との繋ぎ役としてソーシャルワーク の役割も担う。

(2) 就学への移行〜学齢期

【療育相談室運営事業】(障がい福祉課より逗子市社会福祉協議会に事業委託) 5ページと同様

【心身障害児通園事業】(障がい福祉課より逗子市社会福祉協議会に事業委託) 5ページと同様

【教育委員会】

取組・体制

- ①特別支援学級設置(市立小学校5校·中学校3校)
- ②就学相談及び就学支援会議
- ③教育研究所における発達検査(普通学級在籍児)
- ④教育研究所における教育相談(普通学級在籍児)
- ⑤教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、教育研究所相談員の 連携
- ⑥校内支援委員会、ケース会議等の実施

【取組やサービス内容について】

①就学後間もなくの小学校1~2年生時点で、家族を含めたフォローが大切である。中学年になって子どもの特性が顕在化してくる前での対応が求められる。

②幼児期から要支援の引き継ぎには挙がらなかった子どもにおいても、就学 後、集団活動で課題が見られるケースが多数ある。

現状と課題

- ③家族・支援者の両者にとって、現場での限界を感じたとき、拠り所(拠点) が必要である。
- ④教育委員会の支援シートは、保護者の同意を得た上で、就学担当の指導主事及び担任教員が保護者、幼稚園、保育園等と一緒に作成し、保護者が保管する。一方で、幼稚園、保育園も園での生活の様子を指導要録としてまとめ、子どもの情報を一定程度学校に提供できる取り組みを行っている。

【体制等について】

- ① (1) 就学前 現状と課題【体制等について】①と同様
- ②学校では、支援を必要とする子どものための個別指導計画の立案や実行 は、全てが担任教員に委ねられている。学習支援や他機関との連携も、教 員の力量に負うところが大きい。公教育の質の保証からも、特別支援学級 におけるカリキュラム等の検討が必要になる。地域のセンター的機能を果 たす特別支援学校のコーディネーターとの連携もやや不足する傾向にあ る。
- ③ 就学に移行する際のニーズとして幼稚園、保育園、学校等の機関連携が挙 げられる。現状として幼保小連携推進連絡調整会議のほか、授業参観、保 育参観を実施している。寮育推進事業としては、利用している子どもにつ いて教育研究所と就学相談に係る情報交換等連携を行っている。

①支援シートによる情報共有

継続的な支援のためのツールとして、情報を引き継ぐための支援シートを 保護者の同意のもと導入する。支援シートは、教科指導だけでなく、生活全 般における目標及び支援計画も含んだ的確なものを作成する必要がある。

②家族と支援者が評価を共有できる機会

アセスメントによる適切な評価のほか、保護者と支援者が一緒に支援シートを作り、情報や目標を話し合い、共有する場も必要である。(例えば、就学前、3年後、小学校卒業時、中学校卒業時等、3年間隔で各1時間でも実施していくことが大切である。)

③支援者支援の機会保障

学校、ふれあいスクール、放課後児童クラブ等各支援機関を必要なときに スーパーバイズし、連携可能な機関について役割等の情報を提供するととも に、地域で障がいのある子どもとその家族を支える機能をもつ。巡回相談機 能、ネットワーク構築のためのコーディネート機能なども必要となる。

取組の 方向性

④子育て支援に関する総合窓口の設置

(1) 就学前 取組の方向性⑤と同様

⑤就学相談、幼稚園・保育園等との連携

就学への移行、療育システムと学校教育との連携等における課題として、 就学相談から入学までの間に、いかに療育につなぐことができるかというこ とがある。就学相談に申し込んだ保護者は一歩踏み出した段階と言うことが できる。教育研究所で相談を行いながら療育に促すことにより、療育推進事業で定期的にケアを実施、万全な体制で就学を迎えるという流れに繋がるこ とは子どもと保護者への大きな支援となる。さらに、(1)就学前 取組の 方向性②にある療育推進事業が担うべきスーパーバイズ機能や巡回相談機 能と併せると、子どもにとって重層的な支援となる。

3. 保護者及び家族への支援の取り組みと体制

O. PARK H	及び家族、ジス族の取り組みと中間
	【母子保健】(子育て支援課)
	5ページと同様
	【療育相談室運営事業】(障がい福祉課より逗子市社会福祉協議会に事業委託)
取組・体制	5ページと同様
Myther Marina	【心身障害児通鷹事業】(障がい福祉課より逗子市社会福祉協議会に事業委託)
	5ページと同様
	【教育委員会】
	8ページと同様
	【取組やサービス内容について】
	①最近は、障がいの有無にかかわらず、保護者が育児相談のレベルで困惑す
	るケースが多いことや子どもの特性に対する理解の困難さから、愛着を感
	じにくい家族も多い。このような家族への支援も必要である。
	②子ども (特に障害者手帳を所有する子ども) の状態を保護者が的確に把握
	できる機会が無く、見直しが必要である。
	③保護者や支援者に、子どもとどのように関われば良いか、具体的なアドバ
	イスや指針、見本を見て学べる機会が欲しいというニーズがあるが十分に
	提供できていないため、改善が求められる。
	④就学後、特に普通学級に在籍すると保護者同士の繋がりが薄くなってしま
	う。保護者や本人にとって、日常的な居場所、情報を交換したり、悩みを
	共有できる場所、何かあったら戻ることのできる拠り所(拠点)になるよ
	うな場所が必要である。
	⑤就学前相談では、幼稚園等へ出向いていく出張型での合同相談会(学校関
現状と課題	係者ではなく教育研究所職員によるもの) に対するニーズが高いので、就
2001-	学に向けた情報提供の工夫が必要である。
	【体制等について】
	①相談・支援の窓口が複雑細分化されていて分かりにくい。
	②子どもの発達に関しては、最も身近な存在である保護者及び家族を支援す
	ることが重要であるが、その機能が現状では不十分である。
	③例えば、幼稚園や保育園の集団生活を体験する4~5歳頃から顕著に目立
	ってくる知的な遅れを伴わない発達障がいの場合、配慮が必要と思われる
	子どもが把握されても、保護者及び家族を支え、必要な支援に結び付けて
	テともか行躍されても、休後有及び多族を文え、必要な文技に結び下げて いく体制が十分に整備されていない。
	④障がいのわかりにくさからくる誤解や偏見等から、孤立しがちな保護者及びませるの本場の仕組みまで上へつます。
	び家族への支援の仕組みも不十分である。
	⑤本人のみならず、子どもの発達の基礎である保護者及び家族への支援の検
	討が必要である。
l .	

①家族のメンタルヘルスへの配慮

家族のメンタルヘルスへの配慮を目的とした、家族向けの学習会等を実施 する。

②理解啓発活動

保護者及び家族向けの理解啓発として、子育て支援セミナーを実施する。 ②相**談し易い体制**

保護者が揺れ動いている段階、もしくは子育てが初めてで何も分からない 段階から、障がいを意識すること無く、子育て相談の一つとして気軽に話を 聴いてくれるような環境が必要である。この敷居が低く相談し易い体制が早 期発見・早期支援にも繋がる。電話相談も一つのツールとして考えられる。

④家族と支援者が評価を共有できる機会

取組の 方向性

アセスメントを実施し、個別支援計画を立案、スーパーバイズできる専門 機関として機能する。また、個別相談等、適切な評価を、家族と支援者で共 有できる機会づくりも必要である。療育事業では、保護者や支援者が療育へ のアドバイスを適宜相談し、指導してもらえる機能も有する必要がある。

⑤子育て支援に関する総合窓口の設置

家族支援が広く行えるように、子どもに必要なサービス提供のための仕組 み及び受けられるサービス等を総合的に案内可能な窓口機能が必要である。

⑥保護者同士の支え合いを支援

家族の学習会、保護者講座など、保護者同士が話し合い、情報共有できる 機会、仕組みづくりが必要である。

⑦支援シートによる情報共有

P7 2. ライフステージに応じた継続的な支援の取り組みと体制

(1) 就学前 取組の方向性②と同様

4. その他

これまで協議を行ってきた中で、強調すべき点、現状に反映可能な取り組み、課題 等として以下のことが挙げられる。

(1) 相談室に期待される機能

- ◆アセスメント 専門職が必要である。
- ◆相談 広い意味での子育で相談に対応でき、必要に応じて担当窓口を案内する。巡回相談も含む。
- ◆子育で相談 就学後も継続、児童福祉法の対象である18歳未満は利用可能とする。
- ◆巡回相談 幼稚園、保育園等他機関との連携を図る。
- ◆ソーシャルワーク 子どもに必要な仕組みやサービスの使い方等福祉相談に対応する力量が必要となる。
- ◆コーディネート機能 非常勤の専門職や医師からの情報をまとめ、他の支援機関と の連携を図る力量が必要となる。

専従、常勤のソーシャルワーカーを配置することにより、初めて療育システム全体のコーディネートが可能となる。ソーシャルワーカーは幅広い知識が必要となるが、この機能がしっかりしていれば組織の態様が異なってもスムーズに事業が進む。子どもだけなら臨床心理士でも対応可能であるが、各ライフステージに対応していくならばソーシャルワーカー的機能が必要である。

(2) 学齢期の内、市外の特別支援学校在籍児への対応

学齢期、特に市外の特別支援学校に在籍していると、地域との繋がりや市内の社会 資源との接点が少なくなってしまう。(1) でも述べているが、人的でも機能的でも繋 ぐ役割が存在することが不可欠である。逗子市のスケールだからこそできる、ソーシ ャルワーカー的な存在をどう位置付けるかが重要となる。

(3) 現時点でも実施可能な取り組み

以下の①~③については人的・財政的措置を伴わないため、事業改善を目的として 実施することが可能であると考える。

①幼稚園・保育園への巡回訪問・相談

10 ページ現状と課題【取組やサービス内容について】⑤にある、教育研究所による 出張型での就学相談会や就学説明会等と連携することができれば、支援者支援として だけでなく、保護者及び家族への支援としても有効となる。

- ②教育委員会で改善に取り組んでいる支援シートの支援者間における活用
- ③療育推進事業に対するコンサルテーション

療育内容の検討及び改善を目的として、神奈川県のモデル事業として逗子市において実施している在宅心身障害児巡回等相談事業を活用する。

Ⅲ 資料

1. 幼児・児童・生徒数

	幼児・児童・生徒数(人)
未就学児0~5歳	2, 698
小学生6~11歳	3, 132
中学生 12~14 歳	1,670

(平成23年4月1日現在)

2. 療育相談室・通鷹事業の利用実数(平成22年4月~平成23年3月)

(1)療育相談室

件数	合計 (件)	1ヶ月当たりの平均(件)
相談	391	32. 6
機能訓練	1,093	91. 1

実人数	合計 (人)	1ヶ月当たりの平均(人)
相談	285	23. 8
機能訓練	378	31. 5

新規件数	合計 (件)	1ヶ月当たりの平均(件)
相談	40	3.3
機能訓練	0	0

新規内訳	合計 (件)	1ヶ月当たりの平均(件)
母子保健	21	1.8
外部から	19	1.6

(2) 通園事業

親子教室	合計 (人・回)	1ヶ月当たりの平均(人・回)
在籍児童教	117	9.8
通厲回数	431	35.9
1人当たりの回数	3.7	3. 7

(平成23年3月末時点の在籍児童数11人)

他の4グループ	合計 (人・回)	1ヶ月当たりの平均 (人・回)
在籍児童数	250	20. 8
通團回數	203	16. 9
1人当たりの回数	0.8	0.8

(平成23年3月末時点の在籍児童数33人)

3. 通鷹事業等・学校の在籍の実際

	通園事業等のみ	通園事業等と幼稚	幼稚園・保育園のみ
	(人)	園・保育園併用(人)	(人)
未就学児0~5歳	12	21	1, 546
	特別支援学校(人)	特別支援学級(人)	普通級(人)
小学生6~11歳	3	36	3, 093
中学生 12~14 歳	7	16	1, 647

(平成23年5月1日現在)

4. 療育手帳等の取得者数

	療育手帳(人)	身体障害者手帳(人)
未就学児0~5歳	11	7
小学生6~11歳	27	8
中学生 12~14 歳	22	9

(平成23年4月1日現在)

5. 逗子市療育推進事業検討会参加者名簿

	氏 名	所 属
メンバー	内野 智子	公募市民
メンバー	佐藤 宏子	公募市民
メンバー	東條 恵子	逗子市手をつなぐ育成会
メンバー	稲木 俊夫	逗子市自立支援会騰
メンバー	渡部 俊子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所
メンバー	七戸 秀勇	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所
アドバイザー	角野 禎子	社団法人逗業医師会
アドバイザー	渡邊 倫	たすく (株)
	中村 妙子	逗子市福祉部子宵て支援課
	杉山 正彦	逗子市福祉部保育課
	川村 信敏 (~H23.3.31) 池上 慎吾 (H23.4.1~)	逗子市教育部教育研究所

逗子市探育事業基本方針

1. 経緯

本市寮育推進事業は、昭和 45 年(1970 年)に「精神薄弱児生活訓練会」を現在の福祉会館で実施したことを始まりとして、昭和 57 年(1982 年)には母子保健システムにおける乳幼児健診後のフォロー教室と連動し、その後昭和 62 年(1987 年)には寮育相談室を設置し心身障害児通園事業をスタートして現在に至っている。

近年にみられる少子高齢化、核家族化が進む中、発達に心配感のある子ども達への支援 にはこれまでとは異なる新たな考察や手法・体制が求められていることは明らかである。 これに対応するためには、これまで本市において実施してきた寮育事業の抜本的な見直し を行い、障がい児や発達支援を必要とする児童及びその保護者等が日常生活・社会生活を 円滑に営めることを目的とする事業の再整備が必要となる。これらを踏まえ、平成21年度 には自立支援協議会児童専門会議において、これまでの本市寮育推進事業の検証を行い、 現代の寮育のあり方について様々な協議を行ってきたが、今後は当事者が必要とする時に 必要な支援を継続的に利用出来る寮育システムの構築に向け、計画的な取り組みを進める。

平成 15 年度にいわゆる「措置制度」から「障害者支援費制度」へ、さらに平成 18 年度 に「障害者自立支援法」へと非常に短期間に障がい児(者)にかかる法制度は変遷し、平成 21 年度には政権交代がなされた中で自立支援法の見直しが現実的になってきている。法制度 が変わる都度、障がい者が受ける負担や不安などで当事者の生活が左右されることなく、 地域での安心した暮らしが保てるよう本市療育事業の基盤を固めることとする。

2. 基本方針

(1) 基本理念と目的

逗子市障がい者福祉計画では

- ○ノーマライゼーション〜地域で自分らしく生きるために
- ○リハビリテーション〜安心で納得できる生き方を求めて
- の2つの基本理念に基づき、支え合いによる障がい者の地域福祉の実現を目指している。 療育推進事業においては同計画の基本理念をもとに、どのような生活場面においてもそ の人が自分らしい生き方で臨むことが出来るよう、生涯にわたり継続した支援を様々な手 法を用いて行っていくための基盤整備をするものである。

(2) 基本方針

発達に心配のあるすべての児童の早期発見、早期支援を行い、その能力や適性に応じた 適切な支援を個人のライフステージにあわせ継続的に行う。こうした支援を実現すること により、児童一人ひとりの生きる力を育み、障がい児(者)と保護者・家族の心豊かで安定し た暮らしを守る。

(3) 重点的な施策の方向

①早期発見・早期支援

支援の必要な子どもの状況を把握し、必要な支援を早期から進めていくことの重要性 は改めて確認するまでもないが、現行の療育推進事業を検証し拡充していくためには乳 幼児健診の更なる充実、保護者が発達の遅れや障がいを理解し受け入れ易くするための 配慮、相談窓口の拡充など支援する側の連携について様々な要素を整備する必要がある。

②ライフステージに応じた障がい児・者への継続的な支援

本市における接育の多くは就学前までの乳幼児を対象としているが、就学後以降の支援については未だ保護者が安心できる状況にない。今後は相談支援体制の強化をすると ともに、保健・医療・福祉・教育・就労等関係機関との連携を強化し、当事者が安心し て豊かな生活が得られる支援を継続して行っていくことが重要である。

③保護者及び家族への支援

子どもの成長・発達に不安を持つ保護者が正確に子どもの状態を把握、認識し、受容することが対象児童への早期支援を促す。これを実現するためには、保護者の幅広いニーズに応じ得る相談機関を設置するなどの精神面の支援と適切な福祉サービスが、バランスよく提供されることが求められる。

④相談支援

保護者が発達に不安のある子どもを育てていく中で必要となる重要な要素の一つとして、子どもの発達段階に合わせて専門的な知識や技術をもって助言、指導を一貫して受けられる相談機能があげられる。現在実施している療育推進事業では、その対象年齢が主に就学前までとなっており、相談内容によっては保護者の悩みや不安感が解消できない状況もあるため、今後は就学後もあわせ、必要な時にいつでも相談できる機能を常置する等の相談体制を整備することが求められる。

⑤施設整備

療育の事業拡充にあたっては、実施事業内容に適合した施設整備が必要となる。現行 のスペースや環境を改めて検証し、新たに整備される事業が円滑に運営できる環境整備 を行う。また、施設の設置場所についても利用者の利便性に十分に配慮しなければなら ない。

⑥地域力の育成・活用のために

障がいや発達に心配のある児童やその家族が安心して日常生活を送るためには、これ を取り巻く地域社会が当事者の持つ「暮らしにくさ」を十分理解し、参加する地域ぐる みの支援が有効となる。今後は障がい児(者)が孤立しない生活支援の更なる拡充が求めら れる。

3. 施策の推進

(1) 関係機関との連携

今後は保健・福祉・医療・教育・就労等関係機関との連携を更に深化させ、有機的効果

的にシステムを構築していく必要がある。

特に、現在も保護者が戸惑い悩みの深い就学前後に必要となる調整や、就学後の支援体制がよりきめ細かく整えられよう、教育委員会や特別支援学校等と支援体制を確認していく必要がある。また、現在の療育推進事業の範囲でも実施されているが、医療的な対応が必要な場合の年齢にかかわらない間断のない対応について、関係医療機関や地域の医療期間との連携を確保することが求められている。

日常的な児童や保護者の不安を払拭し、児童の能力や特性に応じた支援につなぐために 必要となる相談機能の拡充を図ることも重要となる。

(2)施設整備

現在本市における寮育推進事業は、逗子市核山に位置する福祉会館で実施しているが、 通園事業、相談事業とも当事者に求められる事業を展開するは、機能、スペースとも不足 しており、事業運営に支障をきたしている状況にある。さらに現在地は利用者が通所する ための立地条件を満たしているとは言えず、全体の環境改善について利用者からも毎年要 望があがる状況にある。こうしたことから、本市寮育事業の拡充にあたり、事業の機能改 善及び拡充とあわせ、寮育環境の全体整備を行うものとする。整備にあたっては、寮育推 進事業の機能の見直しとあわせ、平成22年度に設置される「(仮)寮育推進事業検討委員会」 の中で協議を行う。

(3)推進に向けて

早期発見、早期支援については、一日も早い実働体制が求められるが、事業の推進にあ たっては次の点に注目して推進していくこととする。

- ①新療育システムの策定
- ②新たに作成する本市療育推進システムの運営、進行管理にかかる体制整備の構築
- ③相談、指導等にあたる専門的知識を有する人材の確保と養成
- ④事業の継続性を将来的にも確保するための職員の資質向上
- ⑤逗子市自立支援協議会及び同児童専門会議との連携

【参考】 逗子市の支援教育の取り組み

1 支援教育に求められるもの

子どもたちが成長していく過程で、その子どもたちにある、独自の課題が「援助ニーズ」であり、その子どもの援助ニーズに応じた働きかけを行うことが広い意味での「支援教育」である。

だれにでもわかりやすい授業づくりを進めること、援助的・支持的な人間関係をつくることは、援助ニーズのある子どもにとっても必要な学習環境を整えていくことにつながる。本市でも、このような基本的な考え方にたって支援教育を進めることが求められている。

2 現在の支援教育

(1)環境調整の推進

- ① わかる・できる授業づくり(ユニバーサルデザインを取り入れる) 「授業ルールの明確化」「視覚的な支援」「集中しやすいシンプルな教室環境の工夫」「授業の流れの明確化」「認め合う場面の設定」などを進めている。
- ② 認め合い助け合える集団づくり

相互に援助的な集団をつくるために、子どもに対する教師の肯定的な対応やグループワークなどを通じて人間関係を深めるプログラムなどを提案している。

(2) 個別支援体制の充実

- ① 援助ニーズの把握
- ・周囲の人との関わりや環境を含めたその子どもの生活を十分観察し理解することで、今後必要となる支援の方策を考えることが可能となる。
- ・支援教育推進巡回指導員と巡回カウンセラーにより市内小学校児童の援助ニーズを把握することに努めており、これにより少しずつ課題が軽減されつつある。
- ② 支援教室の開設
- ・通常級に所属する子どもの中で、通常の学級指導だけでは支援が困難な子ども たちに、新たな支援の場を提供するものであり、現在ほとんどの学校で支援教室 が設置されている。
- ③ 支援シートの活用
- ・援助ニーズのある子どもの自助資源や外部資源を明らかにして、保護者や子ど もとともに作成することで個別支援を充実させるための有効なツールである。

(3) 研修体制の充実

① 平成25年度は支援教育関連の講座を平成24年度より5講座増やして実施し

た。

② 放課後児童クラブ支援員や放課後のふれあいスクール指導員など地域の子ども支援関係者にも広く参加を呼びかけた。

3 今後の課題

(1)支援教室に関する課題

小・中学校とも、専門的な支援が十分行われていない。

(2) 環境調整を進めるための基本的な教育力の向上

援助ニーズのある子どもにとっては、「認めあい助け合う集団づくり」や「だれ にでもわかりやすい授業」を展開することにより、学級に適応できる可能性が増 大する

- ① 援助ニーズの把握を集団の中で行う(学級集団の状況により行動が変化)
- ② 児童・生徒指導のスタンダード化 (ルールの明確化、指導方法の統一)
- ③ 学級経営力と授業力の向上

(3) ことば・きこえの教室

ことば・きこえの教室について、発達に心配のある子どもなどの利用実数が増加している。

(4) 学校・専門機関との連携

外部専門機関がより有効に連携するには、コーディネータ機関が必要である。

(5) 啓発と研修体制

- ① 学校現場への啓発と研修体制の整備
 - アリーフレットによる啓発を行う。
 - イ 研修体制をより一層充実させる
- ② 保護者への啓発と研修
 - アリーフレットによる啓発を行う。
 - イ 子育て講演会や保護者向け研修会を充実させる。
 - ウ 自助グループを育成していく。

(6) 就学相談

現在、教育研究所(教育委員会)が担当。援助ニーズのある子どもによりよい支援を 行うためには、今後さまざまな視点や専門的な角度から相談できる体制をつくることが 重要である。

(仮称) 療育・教育の総合センター 基本構想・整備計画(案)

平成 26 年7月 逗子市 福祉部 障がい福祉課 〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16 TEL 046-873-1111 e-mail: syohuku@city.zushi.kanagawa.jp